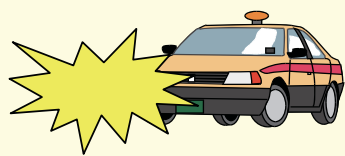


# ドライブレコーダーを活用した交通安全の取組について

## 1 自動車運送事業者に対する取組

ドライブレコーダーは、自動車運送事業者が、運行中に発生した「事故、日常のヒヤリハット、利用者等からの苦情の発生場面」等のデータを収集し、その背景や要因を分析し、安全対策の立案を行い、運転者教育等に活用するために有効な装置である。



事故・ヒヤリハット等の記録



事故・ヒヤリハット等の活用

教育への活用

事故処理

経済運転

防犯・トラブル防止

そのため、国土交通省では、自動車運送事業者がドライブレコーダーの導入にあたって必要な経費の一部を補助することにより、普及促進に努めている。

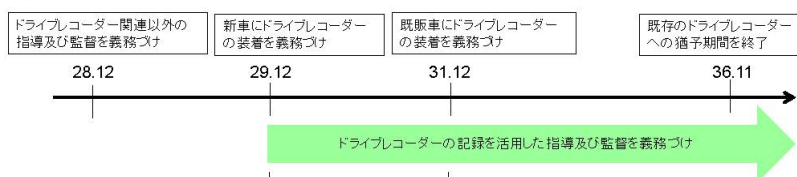
また、貸切バスについては、軽井沢スキーバス事故の発生を受けた対策の一環として、以下のとおり順次ドライブレコーダーの装着及びその映像を活用した運転者への指導監督を義務付けている。さらに、運転者への指導監督の際の手引きとして「ドライブレコーダーの映像を活用した指導・監督マニュアル」を作成している。

参考URL(指導監督マニュアル)

[http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03manual/data/drive-rec\\_manual.pdf](http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03manual/data/drive-rec_manual.pdf)

### 施行日の内容

1. ドライブレコーダーを活用した指導及び監督以外の内容
  - 平成28年12月1日より、実技訓練等のドライブレコーダーを活用しない指導及び監督を義務づける。
2. ドライブレコーダーを活用した指導及び監督
  - 平成29年12月1日より、ドライブレコーダーを装着している自動車の運転者に関しては、ドライブレコーダーの記録を活用した指導及び監督を義務づける。(初任運転者等に対する実技訓練以外の教育時間も合わせて延長する。)
3. ドライブレコーダーの装着義務
  - ① 平成29年12月1日より、新車に装着を義務づける。
  - ② 平成31年12月1日より、既販車についても装着を義務づける。
  - ③ 平成29年12月1日において既に装着されているドライブレコーダーであって一定の要件を満たすものは、平成36年11月30日までの間、これを使用してもよい。



ドライブレコーダーが装着されていない自動車については、指導及び監督の適用を除外  
 (※ドライブレコーダーが装着されている場合には、既販車の運転者であっても指導及び監督の対象となる。)

貸切バス運転者に対するドライブレコーダーを活用した指導監督及びドライブレコーダーの装着義務に係る施行日について

## 2 運転免許証の更新時の高齢者講習での活用

平成29年3月に施行された改正道路交通法により、運転免許証の更新時に受講が義務付けられている高齢者講習では、ドライブレコーダー等で録画された受講者の運転状況の映像が活用されている。

講習では、認知機能検査の結果、第1分類（認知症のおそれ）及び第2分類（認知機能の低下のおそれ）と判定された受講者それぞれに対し、ドライブレコーダー等で録画された実際の運転状況を見ながら、安全運転指導を行っている。

